

**小千谷駅前広場周辺再整備に係る基盤整備検討調査業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

小千谷駅駅前広場及びその周辺（以下「対象区域」という。範囲は別紙参照）において、駅前整備から数十年が経過し施設の老朽化やバリアフリー等の観点から再整備が急務となっている。対象区域において、小千谷市総合計画で掲げられた小千谷駅周辺のバリアフリー化と駅前広場を中心とした周辺施設の機能向上を図っていくため、関係機関との協議を進めながら、再整備基本方針及び再整備基本計画の検討・策定及び基本設計の実施、基盤整備検討に必要な現況地形測量等の各種調査を行うことを目的とする。

については、受託候補者の選定に当たり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、この提案を一定の基準で審査を行う公募型プロポーザルを実施する。

2 概要

(1) 業務名

小千谷駅前広場周辺再整備に係る基盤整備検討調査業務

(2) 仕様書

別紙のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、予算繰越の議決があった場合についてはこの限りではない。

(4) 提案上限額

17,000,000 円（税込）

3 窓口・問合せ先

小千谷市建設課都市整備室都市整備係

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

電話 0258-83-3514

E-mail kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp

4 参加資格要件

以下のすべての要件に該当する者とする。

(1) 参加資格

- ① 公告日現在において、令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 新潟県内に本店又は支店を有していること。
- ③ 企画提案書提出時点で、建設業法第28条第3項又は第5項の規定に基づく営業停止措置を受けていないこと。
- ④ 企画提案書提出時点で、小千谷市建設工事請負業者等指名措置要領及び新潟県建設工事請

負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続きを開始していないこと。
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと。
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 小千谷市税及び新潟県税を滞納していないこと。

（2）技術者要件

① 主任技術者

次のいずれかの資格を有する者で、過去 10 年以内に地方公共団体が発注した駅前広場等の整備に係る同種業務の実績を有すること。なお、主任技術者は提案者に所属する者に限る。

- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画、または道路）
- ・RCCM（都市及び地方計画、または道路）

② 照査技術者

主任技術者と同等以上の資格を有し、技術的知見から公正な立場での照査が可能な者であること。

③ 専門技術者等

交通計画、景観・ランドスケープ、雪対策、バリアフリーの専門家を専任または兼任で配置すること。

④ その他

契約締結後の配置技術者の変更は、正当な理由がない限り認めない。変更が必要な場合は、同等以上の能力を有する代替要員を提案し、市（発注者）の承認を得ること。

5 プロポーザルの日程

| | 項目 | 日程 |
|---|------------|--------------------------------------|
| 1 | 実施要領の公表 | 令和 8 年 6 月 5 日（金） |
| 2 | 質問の受付・回答 | 令和 8 年 6 月 5 日（金）～令和 8 年 6 月 26 日（金） |
| 3 | 参加表明書の提出期限 | 令和 8 年 7 月 2 日（木） |
| 4 | 企画提案書の提出期限 | 令和 8 年 7 月 9 日（木） |
| 5 | 第 1 次審査 | 令和 8 年 7 月中 |
| 6 | 第 2 次審査 | 令和 8 年 8 月中 |
| 7 | 優先交渉者との協議 | 令和 8 年 8 月以降 |
| 8 | 契約締結 | 令和 8 年 8 月以降 |

6 質問の受付

(1) 提出期限

令和8年6月26日（金）まで

(2) 提出方法

メール又は持参とする。

メールの場合は、件名を「【質問】小千谷駅前広場周辺再整備に係る基盤整備検討業務」とすること。

※市は、電子メールの通信事故についてはいかなる責任を負わない。

(3) 提出先

「3 窓口・問合せ先」のとおり

(4) 回答

質問があった場合は、受付日から概ね7日以内に回答し、小千谷市ホームページにて公開する。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月2日（木）まで

(2) 提出方法

郵送または持参とする。

※市は、郵送による事故についてはいかなる責任を負わない。

(3) 提出先

「3 窓口・問合せ先」のとおり

(4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 配置予定技術者の経歴（任意様式）

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月9日（木）正午まで

(2) 提出方法

郵送または持参とする。

※市は、郵送による事故についてはいかなる責任を負わない。

(3) 提出先

「3 窓口・問合せ先」のとおり

(4) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 提案見積書及び見積内訳書（任意様式）
- ③ 工程計画（任意様式）

9 提案の審査・優先交渉者の選定

(1) 審査方法

審査及び選定にあたっては「小千谷駅前広場周辺再整備に係る基盤整備検討業務受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、企画提案書の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる優先交渉者を選定します。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 第1次審査

参加表明書を提出した全提出者を対象に書類審査を行う。提出された企画提案書により第1次審査を行い、第1次審査合格者を決定する。

第1次審査の結果は、参加表明書を提出したものの全員に郵送により通知する。

(3) 第2次審査

第1次審査合格者がプレゼンテーションによる説明を行い、これに対し選定委員会がヒアリングを実施し、優先交渉者を選定する。

プレゼンテーションは15分以内とし、説明者は4人以内とし、担当責任者は必ず同席すること。説明後のヒアリングは15分程度を予定する。

プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は各自で用意するものとし、市で準備する50インチモニター（HDMI端子含む）で投影すること。

(4) その他

プロポーザル応募に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

10 審査基準

(1) 第1次審査

| | 評価項目 | 評価基準 |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 同種業務の受託実績 | 本業務が遂行可能と判断できる実績が十分であるか。 |
| 2 | 業務体制 | 本業務を遂行するための実施体制は十分であるか。 |
| 3 | 見積価格 | 見積価格の妥当性、業務量との整合性 |

(2) 第2次審査

| | 評価項目 | 評価基準 |
|---|------------|--|
| 1 | 企画提案力 | 【駅周辺の機能向上による効果】 小千谷駅周辺のバリアフリー化と駅前広場を中心とした周辺施設の機能向上を図るための企画提案力はあるか。 |
| | | 【駅周辺の機能向上による波及効果】 小千谷駅を拠点とし、「ソコラテ」や「ホントカ。」までの回遊性向上や地域活性化を図るための企画提案力はあるか。 |
| 2 | プレゼンテーション力 | 説明内容は論理的で説得力があるか。 本業務への取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。 |

11 その他

(1) 仕様書等

本業務の仕様については、別途定める「小千谷駅前広場周辺再整備に係る基盤整備検討調査業務仕様書」を標準とする。

ただし、本業務の目的達成のため、優先交渉権者の提案内容に即し、市と優先交渉権者との間で協議を行ったうえで仕様書を確定する。

(2) 契約の締結

優先交渉権者から見積書を徴し、予定価格の範囲内で契約締結の協議を行う。

本業務については、国庫補助金を活用する予定であるため、国庫補助金の交付決定通知日以降に契約を締結する。

なお、国庫補助金の交付決定が行われない場合は、本業務の契約を締結しない場合があるので承知のうえで参加表明すること。

また、優先交渉権者の決定から契約締結までの間、優先交渉権者が「4 参加資格要件に記載する要件を満たさなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、次点の者と同様の協議を行う。